

お知らせ

貸し出します

自動体外式除細動器(AED)

AEDは、突然の心室細動(重症不整脈の一種)の際、できるだけ早期に使用することで救命の確率を高めることができる医療機器です。

市民が参加するスポーツ競技等の行事を開催する町内会・自治会、その他市内で活動する団体

貸出期間 最長で貸出日を含む1週間(6泊7日)

※催し期間中、一定の有資格者(AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者、医師、看護師、保健師、救急救命士のいずれか)を配置していることが条件です(原則としてAEDの設置施設で開催する場合は貸し出し不可)。

貸出希望期間2か月前～7日前に、貸出申込書(保健総務課[市庁舎7階]で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)と有資格者の資格

証の写しを、直接または郵送で保健総務課へ。

※貸出期間の予約は、電話で受け付けています。

※AEDの受け渡しは、保健総務課と各市民センターで行っていますので、申し込み時に希望受け渡し場所をお伝え下さい。

保健総務課 ☎722・6728

空家対策の推進に向けた取り組み マッチング事業を開始しました

市では、空家対策を推進するために、一戸建ての空家を地域活性化施設として利用したい方と空家の所有者をつなぎ合わせる、マッチング事業を開始しました。

【空家利活用促進事業補助金】

空家利活用のマッチングのうち、一定の要件を満たす空家を地域活性化施設として改修しようとする場合に、当該空家を改修するために要する費用の一部を助成します。

補助額 補助対象経費の2分の1の額とし、100万円(集会所を有していない町内会・自治会が集会施設として

改修する場合は500万円)を限度とする。

※詳細は、町田市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせ下さい。

住宅課 ☎724・4269

夏号を発行しました!～講座・イベント情報誌

生涯学習NAVI 好き!学び!

市内や近隣で7～9月に催される講座・イベント等の情報を掲載して

います。「みんなの学ビバ!!」では、学びの機会などを紹介しています。

また、「講座・イベント体験レポート」では、市民編集委員が実際に講座等に参加し、その様子を紹介しています。

配布場所 市庁舎、各市民センター、各市立図書館等

※町田市ホームページでもご覧いただけます。

市HP (生涯学習NAVI) 検索

生涯学習センター ☎728・0071

申請期限は8月14日まで

臨時福祉給付金(経済対策分)

町田市役所臨時福祉給付金専用コールセンター ☎0570・020・092 (携帯電話からかける場合 = ☎042・710・8510)、町田市福祉総務課 ☎724・4431



対象者1人につき1万5000円(1回限り)を支給する臨時福祉給付金(経済対策分)の対象と思われる方に申請書を送付しています。申請期限は8月14日(月)までです。期限までに申請がない場合、申請を辞退したとみなされ、支給されません。まだ申請がお済みでない方はお早めに申請して下さい。※疾病や身体の障がい等で申請書の記入やポストへの投函が困難な

方をご相談下さい。
平成28年1月1日時点で町田市に住民票があり、平成28年度の市民税が課税されていない方
※ただし、市民税が課税されている方の扶養親族等、生活保護等の受給者は対象外です。
※平成28年度の市民税は、平成27年1月1日～12月31日の所得から計算されます。

市HP (臨時福祉給付金 経済対策分) 検索

募集します

町田市立図書館ホームページ内のバナー広告

町田市立図書館ホームページに掲載するバナー広告を募集します。現在、同館ホームページの訪問者数は月平均9万5000件以上です。

対象 ウェブサイトを有する事業主

期間 3か月

募集枠数 トップページ下の5枠(縦50ピクセル×横189ピクセル)

申し込み順
費1枠3万円
必要書類(同館ホームページでダウンロード)に記入し、直接または郵送で中央図書館4階カウンターへ。

町田市立図書館 検索

中央図書館 ☎728・8220

市内のブルーベリー農園に

摘み取りに出かけませんか

期間、営業時間、料金等は農園ごとに異なりますので、各農園へお問い合わせ下さい。

市HP (ブルーベリー農園) 検索

農業振興課 ☎724・2166

| 農園名 | 所在地 | 問い合わせ・予約先 |
|----------------------|-----------|----------------------|
| ①相原ブルーベリー農園 | 相原2052 | ☎080・5088・7588 |
| ②町田里山ブルーベリー園(食べ放題) | 上小山田町2663 | ☎797・3246 |
| ③小山田ブルーベリー園 | 下小山田町1014 | ☎719・5486 |
| ④浅沼ブルーベリー農園 | 木曾西5-14 | ☎080・1149・9630(予約不要) |
| ⑤小野路ブルーベリー園 | 小野路町1014 | ☎090・8302・2209 |
| ⑥南町田ブルーベリー園 | 鶴間5-12-38 | ☎090・9645・5511 |
| ⑦友井ブルーベリーガーデン | 小川6-12-1 | ☎090・4526・2435 |
| ⑧B factory(ビーファクトリー) | 山崎町1719-4 | ☎050・7121・1736 |

※④以外の各農園は予約が必要です。
※①～③、⑥の農園はホームページがあります。

公開している会議 傍聴のご案内

| 会議名 | 日時 | 会場 | 定員 | 申し込み |
|------------------------|-----------------------|-----------------|------------|--|
| 町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会 | 7月27日(内)午後6時30分～8時30分 | 市庁舎2階会議室2-2 | 10人(申し込み順) | 7月26日午後5時までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ |
| 町田市認知症施策推進協議会 | 7月31日(月)午後6時30分～8時30分 | 市庁舎2階会議室2-1 | 5人(申し込み順) | 7月27日午後5時までに電話で高齢者福祉課(☎724・2140)へ |
| 町田市教育委員会定例会 | 8月4日(金)午前10時から | 市庁舎10階会議室10-2～5 | | 会議当日に教育総務課(市庁舎10階、☎724・2172)へ(午前9時30分から受け付け) |
| 町田市環境審議会 | 8月4日(金)午後6時30分～8時30分 | 市庁舎2階会議室2-2 | 10人(申し込み順) | 8月3日午後5時までに電話で環境政策課(☎724・4386)へ |
| 町田市教育委員会臨時会 | 8月21日(月)午後2時から | 市庁舎3階会議室3-1～3 | | 会議当日に3階会議室前へ(午後1時30分から受け付け) 教育総務課 ☎724・2172 |

国民健康保険制度のお知らせ

保険年金課事業管理係 ☎724・4027(制度改正について)、保険給付係 ☎724・2130(国民健康保険加入の方)、高齢者医療係 ☎724・2144(後期高齢者医療制度加入の方)

【2018年度から国民健康保険制度が変わります】

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立により、2018年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が、市町村から都道府県に変わります。

東京都は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営に中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指します。市では、被保険者証(保険証)の発行や保険給付の決定など、国民健康保険加入者の皆さんに身近な業務を引き続き行います。

制度の詳細は、今後、政省令等の改正により決定します。市は、改正の動向を注視し、適切に対応していきます。詳細が決定次第、今後の本紙等でお知らせします。

【国民健康保険限度額適用認定証は再申請が必要です】

国民健康保険に加入している75歳未満の方で、入院時等に医療費の負担が少なくなる「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担

額減額認定証」をお持ちの方は、7月31日が有効期限です。

8月からは、2017年度住民税課税状況により、改めて所得区分を判定します(2017年度の住民税を未申告の方は、申告後に申請して下さい)。今後、入院等で医療費が高額になる可能性がある方や、高額な外来診療を受ける予定のある方は、再申請して下さい。

次のいずれかに該当する方 ①国民健康保険税に未納がない70歳未満である②70歳以上75歳未満で2017年度住民税非課税世帯である

事前に電話でお問い合わせのうえ、国民健康保険証を持参し、直接保険年金課保険給付係(市庁舎1階)へ。

※郵送希望の方はご相談下さい。※市民センター等では交付できません。

【70歳からの高額療養費の自己負担限度額が変わります】

8月診療分から、70歳以上の方の自己負担限度額(月額)が下表のとおり変更されます(赤字が変更部分)。

自己負担限度額(月額)

| 所得区分 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
|---------|---------------------------|--|
| 一定以上所得者 | 5万7600円 | 8万100円+(医療費10割-26万7000円)×1% [4万4400円]※2 |
| 一般 | 1万4000円 (年間14万4000円)※1 | 5万7600円 (4万4400円)※2 |
| 低所得Ⅱ | 8000円 | 2万4600円 |
| 低所得Ⅰ | 8000円 | 1万5000円 |

※1 1年間(8月～翌年7月)の自己負担額の合計額に対する上限です。
※2 診療月を含む過去12か月で、4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。